

[重点分野雇用創出事業]
～ 宮津市特産品開発チャレンジ事業 ～
企画提案募集要項

1. 事業の目的

本事業は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金による重点分野雇用創出事業の活用により、新たな雇用の創出を図るとともに、市内民間事業者の創意工夫を生かし、市内産農林水産物を原材料としたお土産物を開発し、特産品として流通させることにより、農林水産業及び観光業の振興を図ることを目的とします。

2. 提案募集する事業の内容

(1) 事業のテーマ

宮津市産の農林水産物を使用し、本市の土産物として流通していく見込みの加工品づくりとします。(委託事業終了後、実際に販売していただける加工品づくりとします。)

(2) 事業の要件

次の事項をすべて満たす事業とします。

失業者を新規に雇い入れること。(本事業では、雇用期間終了後の正式採用の義務はありません。)

事業費のうち、新規に雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。

開発した製品は、原材料の仕入先や金額、製造方法等、求めに応じて市内事業者によく公開し、他事業者による製造・販売を妨げることのないようにするとともに、広く普及が図られるようにすること。

(3) 新規雇用者の募集方法

委託契約締結後、受託事業者がハローワークに求人票を提出してください。

・当該求人票の写しを市へ提出してください。

*採用にあたっては、適正な採用活動を行い、雇用条件や業務内容等の説明を十分に行ってください。

受託事業者は新規雇用する際に、本人に失業者であるか確認を行ってください。

*雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書等により確

認してください(後日、所定の様式により、報告していただきます)。

3. 委託期間

契約締結の日から平成24年3月31日までの期間

4. 応募資格

次のいずれにも該当する者とします。

宮津市に事業所を有する民間企業、NPO法人、その他法人、法人以外の団体又は個人であって、委託事業を的確に遂行できる能力を有する者。(現金出納簿等会計関係帳簿類や、労働者名簿、賃金台帳等労働関係帳簿が整備されていること。)ただし、宮津市から出資、運営に関する助成等を受けている場合は応募できません。

次のすべての事項に該当しない者。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ・ 宮津市から指名停止を受けている者。
- ・ 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく再生又は破産等の手続きを行っている者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者。
- ・ 政治団体や宗教活動を主たる目的とする団体。

5. 委託事業費

(1) 事業の限度額

事業費の上限を1,250千円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。

(2) 事業対象経費

人件費(新規に雇用する失業者分)

賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料(健康保険料、雇用保険料、労災保険料等)の事業主負担分、賞与等臨時的経費

賃金は地域における賃金水準を勘案して適切な水準に設定してください。労働時間も、同じく適切な設定とします。

その他事業費

原材料費、消耗品費、印刷製本費、交通費、通信運搬費、会場使賃料、物品・機器等のレンタル・リース料、その他事業実施に必要な経費。

物品・機器など備品が必要であっても購入は認められません。その

場合、レンタル、リースにより調達していただきます。

6. 受託事業者の募集方法

(1) 募集期間

平成23年9月26日(月)～10月17日(月)(必着)

(2) 提出書類

応募申込書(様式1)

団体等に関する概要書(様式2)

企画提案書(様式3)

経費見積書(様式4)

市税滞納有無調査承諾書(様式5)

法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類

スケジュールについては別紙**《募集スケジュール》**を参照。

書類の提出については別紙**《書類提出方法》**を参照。

7. 受託事業者選定方法

(1) 委託事業に応募いただいた方の中から、市で定めた下記審査項目により、審査会(副市長、産業振興室長、産業振興室農林水産所管副室長、産業振興室商工観光所管副室長等で構成)で、書面を審査し、選定します。

《選定の際の審査項目》

(選定の際の審査項目)

企画提案事業者の業務執行能力

- ・事業実績等から確実に業務を執行できる能力
- ・事業の実施体制の確保

企画内容の目的適合性

- ・テーマに即した企画、事業の実現性
- ・事業の実施方法、実施体制、スケジュール、経費見積

重点分野雇用創出事業としての適合性

- ・効果的な雇用創出の期待など

* 審査会は、非公開とします。

* 審査結果に対し、異議を申し立てることはできません。

(2) 選定結果は、応募いただいたすべての方に通知します。

(3) 契約の締結

選定後、市と受託事業者との間で、契約を締結します。

本事業は、宮津市の委託事業となりますので、以下の点にご留意ください。

- ・委託契約の締結には、地方自治法、宮津市財務規則をはじめとする諸規定を適用します。
- ・事業の取り組み状況、成果は、市ホームページや広報紙等で公表する場合があります。

(4) 状況報告及び業務完了報告等

受託事業者は市に対して、事業完了時に業務完了報告書を提出しなければなりません。

市が必要と認めるときは、受託事業者に対して、雇用・就業状況等に関する報告を求めることがあります。

8. 委託料の支払い

原則、事業完了後に業務完了報告書の提出を受け、検査合格後、請求書の提出を受けてから 30 日以内に市が支払うこととします。(市が必要と認めるときは、委託料の一定の範囲まで前金払いも可能です。)

9. その他

- (1) 提出された書類に、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合は、契約解除します。(支払済みの委託料は全額返還していただきます。)
- (2) 当事業に関連する書類(委託契約書、新規雇用者名簿、賃金台帳、出勤簿、業務日誌、領収書等)については、委託を完了した年度から 5 年間保管しなければなりません。
- (3) その他、不明な点は、市へ問い合わせをお願いします。
*別紙《問い合わせ方法》を参照

問い合わせ及び書類の提出先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1

宮津市役所 産業振興室 農林水産係

電話番号(0772)45-1626

FAX 番号(0772)22-8480

E-Mail: nousui@city.miyazu.kyoto.jp

別紙

《募集スケジュール》

内容	期限（期間）
企画提案募集開始	平成23年9月26日（月）
質問書提出期限	平成23年10月7日（金） 午後5時まで
質問回答期間	平成23年10月14日（金） 午後5時までに、順次
提案書等提出期限	平成23年10月17日（月） 午後5時まで
審査（書類審査）	平成23年10月 未定
審査結果通知	平成23年10月 未定
契約締結・事業開始	平成23年10月 未定

《応募申込書等の提出方法》

応募にあたっては、次のとおり応募申込書等を提出してください。

- (1) **受付期間** 平成23年9月26日（月）から平成23年10月17日（月）まで
- (2) **受付時間** 上記期間内の平日、午前8時30分から午後5時まで
- (3) **提出場所** 〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
宮津市産業振興室農林水産係
- (4) **提出方法** 持参又は郵送による。
郵送による場合は、平成23年10月17日（月）午後5時必着

(5) 提出書類及び提出部数

次の書類を作成し、提出してください。

No	提出書類
1	応募申込書（様式1）・・・1部
2	団体等に関する概要書（様式2）・・・1部
3	企画提案書（様式3）・・・1部
4	経費見積書（様式4）・・・1部
5	その他企画提案の補足資料等（任意様式）・・・原本1部、写し4部
6	市税滞納有無調査承諾書（様式5）・・・1部
7	法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類・・・1部

応募書類の様式は、宮津市のホームページからダウンロードすることができます。

（ホームページ [Http://www.city.miyazu.kyoto.jp/](http://www.city.miyazu.kyoto.jp/)）

企画提案書等の提出に係る経費は、全て応募者の負担とします。

提出された提案書は返却しません。

必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

〈問い合わせ方法〉

本件に関する質問がある方は、次のとおり、質問書（様式6）を提出してください。ただし、提出する書類の具体的な記載内容、審査基準に関する問い合わせについては受け付けません。

（1）質問書提出期限 平成23年10月7日（金） 午後5時まで

（2）提出方法

ア 質問書に質問事項を記入し、事務局宛に電子メール若しくはFAXにより提出してください。なお、電話による質問には回答しません。

イ 電子メールによる場合の標題は、「宮津市特産品開発チャレンジ事業に関する質問（事業者名）」としてください。

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、事務局より平成23年10月14日（金）午後5時までに、順次、電子メール若しくはFAXにより回答します。